

千葉市公告第3号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年1月5日

千葉市長 神谷 俊一

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和4年度貴金属売払い契約
- (2) 場所 千葉市中央区千葉港2-1 生活衛生課
- (3) 売払品の品目及び数量

品名	品質	形状	数量
金地金(板)	純度99.9%	延べ板状	5,564.20g
銀地金(粒状銀)	純度99.9%	粒状	15,542.20g
白金地金(板)	純度99.95%	延べ板状	39.80g
パラジウム地金(板)	純度99.95%	延べ板状	5,025.80g

(4) 契約の締結

令和5年2月10日(金)までに、売払い契約の締結を行う。

2 競争参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和4・5年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、参加資格を有すると認められている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者
 - イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの
 - エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの
 - オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者
 - カ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者
 - キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税(延滞金を含む。)を滞納しているもの
 - ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港2番1号

千葉市保健福祉局医療衛生部生活衛生課

電話 043-245-5213

電子メール seikatsueisei.HWM@city.chiba.lg.jp

4 入札参加資格確認申請書等の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 配布場所等

令和5年1月5日（木）から千葉市ホームページ内「入札情報等」内の入札（見積）募集案件「物品」のページ

<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/buppin/index.html>

に掲載するので、当事業の箇所からダウンロードして使用すること。

(2) 提出期間

公告日から令和5年1月19日（木）まで

(3) 提出方法

入札参加資格確認申請書等の提出は、契約事務担当課への持参又は郵送によること。

持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前10時00分から午後4時00分までとすること。

郵送による場合は、封筒に「入札参加資格確認申請書等在中」と朱書きして、契約事務担当課宛てに、令和5年1月19日（木）午後4時00分までに書留郵便にて必着のこと。

(4) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認審査の結果について、申請者宛てに「入札参加資格確認結果通知書」を令和5年1月24日（火）までに電子メールで通知する（原本は後日郵送する）。

5 入札説明書の交付

公告の日から令和5年1月19日（木）午後4時00分までに、前記4（1）の当事業の箇所よりダウンロードすること。

6 入札説明会

入札説明会は実施しない。

7 質問書について

公告日から令和5年1月19日（木）午後1時00分までに前記3の契約事務担当課に電子メールにて提出のこと。提出期限までに質問書の提出がない場合は、質問事項なしとみなす。

8 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

令和5年1月31日（火）午後2時00分

(2) 入札及び開札の場所

千葉中央コミュニティセンター8階 「海鷗」会議室

（場所、日時等を変更する場合は別途通知する。）

(3) 入札時の提出書類

入札の際には、入札書のほか、以下の書類を提出すること。書類の提出がない場合、又は、内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

ア 入札参加資格確認結果通知書（写し）

イ 委任状（代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ）

(4) 入札保証金

要。入札参加者は、各自の見積る入札金額に10%を加算した額の100分の3以上（1円未満切り上げ）の入札保証金を入札会場の受付で納付すること（入札保証金は、銀行振出小切手による納付のみとする）。

ただし、千葉市契約規則第8条（昭和40年千葉市規則第3号）に該当する場合は、免除とする。

(5) 入札方法

入札金額は、本件にかかる一切の諸経費を含め見積もること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格以上の最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条に該当する入札

9 その他

(1) 契約保証金 不要

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 詳細は、入札説明書による。